

諸外国の大学における知的障害者の受入れについて

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
<p>背景・経緯 制度的枠組み</p>	<p>経緯、背景 (条約批准や 国内担保法 の制定状況 など含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1973年の「リハビリテーション法」(504条)は連邦の支援を受けた全てのプログラムにおいて障害を理由とした差別を禁止。 ・1990年の「障害のあるアメリカ人法」(Title II)は相応の措置を執ることでプログラムへの参加やサービスの享受が可能で障害者に対する障害に基づく差別を禁止。 ・2008年の「高等教育機会法」で知的障害者の大学等受入れ振興事業の新設、連邦奨学金規定の改定、大学内の連絡調整部門の設置などを規定。新設の受入れ事業は連邦奨学金の対象となったため、知的障害者の高等教育機会拡充に寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、全ての機関・課程が障害のある学生に開かれているが、知的障害者に特化した履修プログラムは開設されていない。 ・1970年「慢性疾患及び障害者法(Chronically Sick & Disabled Persons Act)」では、国内の各地区における障害者の居住状況を把握し、障害者のニーズの確認や障害者へのサービスの提供を義務付け(1976年改正)。 ・1995年に成立した「障害者差別禁止法(Disability Discrimination Act: DDA)」では雇用やサービスの提供、教育へのアクセス等に際して障害者への差別が禁じられた(2005年改正)。 ・2010年、人種・信条、人種や性別とともに、障害のある者に対する差別を禁止する「2010年平等法(Equality Act 2010)」が成立。(現在、障害者差別を禁止する中核的法律。) ・2014年、0歳から25歳までの、特別支援が必要な子供や障害を持つ若年者に対するサポートを義務付ける法律として、「2014年子供及び家族法(The Children and Families Act 2014)」が成立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に全ての機関・課程が障害のある学生に開かれている。知的障害者に特化した履修課程は設けられていない。 ・2005年、障害者の権利、機会、参加及び市民権の平等のための2005年2月11日付法律第2005-102号の制定により、障害者に対するアクセスの機会を保障。 ・2007年、大学における学生受入れに関するガイドブック作成。以降、障害のある学生の支援の推進が発展。 ・2007年「大学／障害憲章」署名 ・2008年「グランゼコール／障害憲章」署名 ・2012年「大学／障害憲章」署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学には、知的障害者を含む、障害者を対象とした特別な学修プログラムは設けられていない。 ・1994年に基本法(連邦の憲法)第3条第3項に、「何人もその障害によって不利な待遇を受けることは許されない」との一文が追加されたことを契機に、2002年の「障害者平等化法」、2006年の「一般均等待遇法」に障害を理由とする不利な扱いの禁止、防止及び排除が規定。 ・2009年の国連「障害者のための権利条約」への批准により、各州は教育におけるインクルージョンを重視した改革を推進。 ・2009年、全国学長会議が「万人のための大学」を勧告。 ・2013年、ドイツ学生互助会が障害者の大学での学修に関するハンドブック「障害を持つ者の学修」第7版を公表。 ・2017年、障害者個人のニーズに応じた社会生活への参加を保障する「連邦参加法」の一部が発効。 ・高等教育大綱法第2条第4項及び各州高等教育法に、障害のある学生が学修活動において不利益を被らないよう、高等教育機関は特別な配慮を行うことを規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律により国の規程する入学基準を満たした知的障害者に全ての機関・課程が開かれている。 ・1990年制定、2008年改正「障害者保護法」視覚、聴覚、言語、肢体、知能、情緒に障害のある者を障害者と定義。 ・1994年制定、2017年改正「障害者教育条例」第5章で「普通教育を行う高級中学以上の教育及び継続教育」について言及。 ・2015年施行「普通教育を行う高等教育機関の全国統一入学者選抜試験に障害者が参加することに関する管理規則(暫定)」障害者の全国統一入学者試験参加を支援するための法令。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の定義に知的障害者(精神薄弱者)が含まれており、知的障害者に特化した法や政策は見当たらない。 ・1977年「特殊教育振興法」制定 ・1995年「障害がある学生の特例入学制度」施行 ・2007年「障害者差別禁止法」制定 ・2008年「障害者権利条約」批准 ・2011年「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」施行 ・2011年教育部「障害者の高等教育支援ガイドブック」作成
	<p>取組のキー パーソン (所属組織、 地位等)</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・各高等教育機関:各州の高等教育法により、統合の視点から、障害を相殺するような支援を提供することが義務づけられている。 ・ドイツ学生互助会:日本の学生生協に相当し、一事業として障害のある学生情報相談センターを設け、障害のある学生に対する情報提供及び相談の窓口を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国務院(内閣)障害者事業委員会 ・中国障害者連合会 ・中国障害者全国代表大会

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
規模	受入れの規模・実態 (機関数、プログラム数、統計等)	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも全米で262プログラムが受入れを実施。このうち半数以上の148プログラムは4年制大学、3分の1強の96プログラムはコミュニティカレッジをはじめとする2年制大学で提供(その他は、職業教育学校等) マサチューセッツ大学ボストン校のプロジェクト(Think Collge)から得られた2年プログラム(94プログラム)と4年プログラム(28プログラム)のデータによると、1プログラム当たりの学生数は多くの場合20人以下。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関における障害のある学生数は256,995人(2015年度。高等教育機関の大学院生を含む学生数は2,023,835人)。但し、障害のある学生数は自己申告による。また当該数は、身体的・精神的障害を含むあらゆる障害者を包含しており、知的障害者の数は不明。(出典:「英国高等教育統計機関(HESA)」2015-2016) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に全ての機関・課程が障害のある学生に開かれている。 高等教育機関における障害のある学生数は25,942人(2016年度。うち大学が24,808人)。学士課程の履修が最も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生の11%(約26万4,000人)が、学修を妨げるほどの影響を与える健康上の障害を1つ以上有している(2016年夏学期)。そのうち47%が情緒障害、18%が慢性的な身体的疾病、6%が多重障害、4%が運動障害、4%が一部機能障害、2%が聴覚障害、1%が言語障害。知的障害のカテゴリーはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の高等教育入学者数(2017)は1万404人 	<ul style="list-style-type: none"> 「2018年度入学者のための障害者等に対する特別選考」を実施した大学は、全大学・専門大学(327校)のうち、専門大学16校、4年制大学100校の計116校であり、これを利用して入学した学生は、専門大学16校56人、大学100大学、888人で総計944人。但し、知的障害者の志願者は多いものの、合格者は少ない。
	受け入れ層 (軽度のみか、重度も含めているか)	<ul style="list-style-type: none"> 各プログラムの願書では、「数時間にわたって自立的に活動できること」や「第3学年程度の読解力を有する者」等、一定の能力を有していることを求めている場合がある。 「重度の知的障害」を主たる対象とするプログラムもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は不明。ただし、障害の度合いや範囲を分ける法律はない。 受け入れに際して障害のある学生をいかなる理由においても、直接的あるいは間接的に差別することは違法となる。(例:願書を受け付けない、あるいは願書が障害者にとって入手困難な方法で提供されている等) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に障害の度合いにかかわらず受け入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 規定上は、軽度/重度の区別はない。ただし、実態として知的障害者の受入れはほとんどない模様。 	<ul style="list-style-type: none"> 不明。ただし、「障害者教育条例」第34条では「国の規程する入学基準を満たした障害者の受験・入学を受け入れなければならない」と記されているので、入学基準を満たしていれば、知的障害者の受入れは可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程上重度も含むが、詳細は不明
	学生	学習集団 (専用クラスか否か)	<ul style="list-style-type: none"> プログラム在籍者のみの授業があるプログラムが多いが、こうしたプログラムでも一般学生との交流機会が用意されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生のニーズにより異なる。場合によっては入学前に学生支援センターのスタッフと打合せ。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的にはインクルーシブ。ただし、学生のニーズにより異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的にインクルーシブ。 	<ul style="list-style-type: none"> 不明。ただし、高等教育機関には障害のある学生を受け入れる特別支援教育学院や関連する専門分野を設置することが求められている(「障害者教育条例」第35条)
	学生の身分 (「学生」か、「聴講生」等か)	<ul style="list-style-type: none"> 4年プログラムは聴講のみを認めている場合が多いが、2年プログラムは、単位取得と聴講の双方を認めている場合が多い。(Think Collegeの個別プログラム情報) 	<ul style="list-style-type: none"> 法令上、学生(ただし実質的に知的障害者が入っているかどうかは不明) 	<ul style="list-style-type: none"> 学生 	<ul style="list-style-type: none"> 学生 聴講生 	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者教育条例」第34条に基づいて入学すれば、学生として成人高等教育機関や高等教育機関に所属できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 正規学生プログラム、非正規学生プログラムがある

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
教育活動	学習のねらい、学位取得か、資格取得か、履修証明か	<ul style="list-style-type: none"> ・4年プログラムと2年プログラムに学位に直結するプログラムはない。 ・多くは資格・修了証を授与。大学が認めているものと大学未承認のものがある（いずれもThink Collegeのプログラム大学情報） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の学生と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の学生と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に特化した学修プログラムはないため、通常は、一般の学生と同様に学位や単位の取得が目的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が平等に社会生活に参加できるようにするため。 ・「障害者教育条例」に基づく、学位取得、資格取得、履修証明全ての可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、プログラムによって異なる。 ・基本的には、社会的自立を目指した取組。職業教育訓練の色彩が強いが、学位取得も可能。
	授業形態（毎日通学して授業を受けるのか）	<ul style="list-style-type: none"> ・4年プログラムの多くは大学内や大学外に生活施設を有している。2年プログラムの半数以上は生活施設がない（通学制）。（Think Collegeの個別プログラム情報） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、プログラムによって異なるが支援が必要な場合は、大学が必要に応じて支援サービスを提供する義務が法律で定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に一般学生と同様。ただし、毎日通学することが難しい学生に対しては、履修方法や形態を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、一般の学生と同じ。ただし、障害を理由にフルタイム就学が困難な場合には、パートタイム就学も認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不明、「障害者教育条例」第36条に基づく遠隔教育等の様々な方式がとられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、プログラムによって異なる。 ・通学型やインターンなどを活用した取組がある。
	入学選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・多くに共通していることは志願者の基本情報、常用薬物やトイレ利用などのパーソナルケア情報、職歴・学歴等を内容とする願書と、入学後に学びたいことなどを記したエッセイなどを総合的に判断して合否を決定。2～3通の推薦状を求めている場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者を主な対象としたものではないが、正規学生プログラムには、選抜試験がある。選考方法は大学によって多少異なるが、多くが願書、エッセイ、全国共通の修学能力試験の結果が必要であり、有名大学や医・歯・獣医学部では面接や独自試験が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての試験及び選抜試験において、また全ての形式及び評価方法であっても、試験及び選抜試験は障害のある学生が必要な調整を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健常の学生と同様に、アビトウア等の大学入学資格の取得が必要。 ・原則として、一般の学生と同様にアビトウア試験を受験するが、受験に当たっては障害を相殺するための措置（手話、点字、代筆等の支援の提供）が取られる。 ・障害を理由に、アビトウアの成績が悪化した場合や遅れてアビトウアを取得することになった場合には、特別な申請により、選考や待機期間において特別な配慮を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者を主な対象とはしていないが、専攻学科に対応した入学者選抜試験を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正規学生プログラムには、選抜試験がある。選考方法は大学によって異なるが、多くが内申書、全国共通の修学能力試験の結果、面接などを選抜資料としている。
	修業年限	<ul style="list-style-type: none"> ・確認される262プログラムにおいて修業年限別のプログラムの状況は次のとおり。 1年：13プログラム、2年：94プログラム 3年：20プログラム、4年：28プログラム 学生によって異なる：76プログラム 不明：31プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムによる。一般的に、学部段階では3年（一部4年）。ただし医・歯・獣医学は5～6年。 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、一般の学生と同じ。ただし、延長することも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者を対象とはしていないが、特別支援教育学院では、学科により4～5年 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラムは3年（準学士）、4年（学士）がある。 ・非学位プログラムは1～2年。

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
	履修科目	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した生活と就職を目的する学習を核とし、一般学生が履修する科目も履修。 ・ニーズに合わせた学習計画が定められるが、多くの場合、インターンシップなどの機会が設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に一般の学生と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に一般の学生と同じ。ただし、学生のニーズにより調整。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の学生と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者を対象としたものではないが、北京連合大学特別支援教育学院の例では、視覚コミュニケーションデザイン、コンピュータ、鍼灸按摩、音楽、園芸等がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の学生と同じ
	授業料・補助の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・4年プログラムの授業料は1.5万～2万ドル、2年プログラムは1-0.5万ドルが多い。 ・授業料とは別にプログラム専用の手数料を数千ドル単位で徴収する場合もある。 ・無償プログラムの多くは現役ハイスクール生徒がコミュニカレッジ等で学ぶ二重登録制度。(Think Collegeの個別プログラム情報) 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定を満たせば、学生ローンカンパニーという準政府機関からDisabled Students Allowances (DSAs)を受給できる。(2010年平等法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の受給に関して、障害の状況が考慮される。 ・公共交通手段が利用できない場合、通学費用は負担される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の学生と同様に授業料は無償で、奨学金も同程度。 ・ただし、学生自身が持つ障害を理由に、通常よりも長く学修を行う必要が認められる場合には、希望により、延長した期間も引き続き奨学金を受け取ることが可能。 ・その他、インクルージョンの観点で学修を行う上で必要と認められれば、障害を相殺するための様々な人的、物的、経済的支援を受けることが可能。 ・生活費が足りない場合には、社会法典による特別給付を受けることができる(基本的、大学での学修以外の部分の補償は、社会福祉の管轄)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者を対象とはしていないが、特別支援教育学院の授業料は年間4,600元から8,000元(約7万8,200円～13万6,000円;1元=17円で換算)(北京連合大学特別支援教育学院の例) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学によって異なるが、多くの場合、特殊教育対象者に認定された者は授業料の10%が免除される。
	大学にとってのメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に大学は多様性を機関としての強みと認識しており、知的障害者も多様性を高めるものとして捉えていると推察される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関で開講されている障害学(Disability Studies)関連の授業や研究に、何らかの寄与ができると考えられる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・同等性、インクルーシブに向けた積極的な取組として、大学の社会的な評判が高まる。 		